

報告第 9 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 3 年 4 月 9 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 3 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 2 号）

令和3年度羽曳野市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度 羽曳野市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度羽曳野市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,521,088千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月9日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	9,341,118	101,772	9,442,890
	2 国庫補助金	1,113,354	101,772	1,215,126
	歳入合計	42,419,316	101,772	42,521,088

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	21,945,520	101,772	22,047,292
	2 児童福祉費	5,998,660	101,772	6,100,432
	歳出合計	42,419,316	101,772	42,521,088

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金	9,341,118	101,772	9,442,890
歳入合計	42,419,316	101,772	42,521,088

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	21,945,520	101,772	22,047,292
歳 出 合 計	42,419,316	101,772	42,521,088

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
101,772			0
101,772	0	0	0

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金 101,772千円
 2 項 国庫補助金 101,772千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫補助金	千円 190,849	千円 101,772	千円 292,621
計	1,113,354	101,772	1,215,126

節		説 明	千円
区 分	金 額		
3 児童福祉費補助金	千円 101,772	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金	95,550
		子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金	6,222

3 歳 出

3 款 民生費

101,772千円

2 項 児童福祉費

101,772千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 278,359	千円 101,772	千円 380,131	千円 101,772	千円	千円	千円
計	5,998,660	101,772	6,100,432	101,772	0	0	0

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 報酬	千円 305	会計年度任用職員（一般業務職員）報酬（月給払）	千円 305
3 職員手当等	250	超過勤務手当	250
10 需用費	105	消耗品費 印刷製本費	55 50
11 役務費	612	郵便料 手数料 口座振替手数料等	262 350
12 委託料	4,950	システム改修委託料	
18 負担金、補助及び交付金	95,550	(補助金) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	95,550

給 与 費

2. 一般職 (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)
補 正 後	(557) 590	1,215,070	2,234,803	1,850,681	5,300,554
補 正 前	(557) 590	1,214,765	2,234,803	1,850,431	5,299,999
比 較	(0) 0	305	0	250	555

職員手当等の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
		補 正 後	61,081	284,887	78,132	34,993
	補 正 前	61,081	284,887	78,132	34,993	85,678
	比 較	0	0	0	0	250

※()内は、短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常で外書きで表す。

明 細 書

共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
985,436	6,285,990	
985,436	6,285,435	
0	555	

休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
340	520	38,439	28,240	1,069,897	3,771	164,453
340	520	38,439	28,240	1,069,897	3,771	164,453
0	0	0	0	0	0	0

の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)
補 正 後	(13) 590	0	2,234,803	1,765,876	4,000,679
補 正 前	(13) 590	0	2,234,803	1,765,626	4,000,429
比 較	(0) 0	0	0	250	250

共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
779,283	4,779,962	
779,283	4,779,712	
0	250	

職員手当等の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	61,081	284,887	78,132	34,993	85,928
	補 正 前	61,081	284,887	78,132	34,993	85,678
	比 較	0	0	0	0	250

休 日 勤 務 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
340	520	38,439	28,240	985,092	3,771	164,453
340	520	38,439	28,240	985,092	3,771	164,453
0	0	0	0	0	0	0

※()内は、短時間勤務職員について外書きで表す。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)
補 正 後	(544) 0	1,215,070	0	84,805	1,299,875
補 正 前	(544) 0	1,214,765	0	84,805	1,299,570
比 較	(0) 0	305	0	0	305

共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
206,153	1,506,028	
206,153	1,505,723	
0	305	

職員手当等の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0

期 末 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
84,805	0
84,805	0
0	0

※()内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤

務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きで表す。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
職員手当等	250	そ の 他 の 増 減 分	250

説 明	備 考
・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) に係る臨時的経費 ・超過勤務手当 250 千円	